

山梨県協定締結医療機関設備整備事業費補助金交付要綱

(通則)

第1 山梨県協定締結医療機関設備整備事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年山梨県条例第45号。以下「条例」という。）、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(目的)

第2 この補助金は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の3第1項に規定する医療措置協定を締結する病院、診療所（以下、これらを「協定締結医療機関」という。）において、新興感染症の発生に備えて、感染症への対応力の強化を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3 この補助金の交付の対象となる事業は、「新興感染症対応力強化事業実施要綱」（令和6年3月1日付け医政発0301第2号厚生労働省医政局長通知別添。以下同じ。）第1の3.（1）②及び（2）②に定めるとおりとする。

(交付額の算定方法)

第4 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。

ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

ア 別表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付申請)

第5 補助金の交付申請を行おうとするときには、知事が別に定める期日までに、第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第6 知事は、第5の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めるときはすみやかに交付の決定を行い、第2号様式による補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(交付の条件)

第7 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業の内容のうち次のものを変更する場合は、第3号様式により、知事の承認を受けなければならない。

ア 事業に要する経費の配分の変更(それぞれの種目の配分額のいずれか低い額の10%以内の変更を除く。)

イ 事業の内容の変更(ただし、軽微な変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わないものを除く。)

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、第4号様式により知事の承認を受けなければならない。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

(5) (4)の承認を受けようとする場合は、第5号様式による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。

(8) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次のとおりとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合は、補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第6号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の翌年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、第7号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を知事に返還しなければならない。

(10) この補助金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(実績報告)

第8 補助金の事業実績報告は、事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は、翌年度4月10日いずれか早い期日までに、第8号様式による報告書を知事に提出して行わなければならない。

(交付の方法)

第9 この補助金は、事業完了後精算払いとする。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払により交付することができる。

2 前項の規定により概算払を受けようとするときは、第9号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10 知事は、実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、第10号様式による補助金額の確定通知書により補助事業者に通知するも

のとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の場合において、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第 11 補助事業者は、第 5 の規定による交付の申請、第 7 (1) の規定による事業の内容の変更、第 7 (2) の規定による事業中止・廃止、第 7 (5) の規定による財産処分承認申請、第 7 (9) の規定による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第 8 の規定に基づく実績報告又は第 9 第 2 項に基づく概算払請求については、電子情報処理組織を使用する方法(条例第 3 条の規定に基づき知事が定めるものをいう。)により行うことも可とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第 12 知事は第 6 第 1 項に基づく交付決定通知又は第 10 第 1 項に基づく額の確定通知については、補助事業者が書面等による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、当該通知等について電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(その他)

第 13 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項については知事が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 6 年 8 月 29 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

別表

1 種目	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
病床確保に係る協定締結 医療機関			
(1) 簡易陰圧装置	(1) 1病床当たり 4,320 千円	病床確保に係る協定締結 医療機関として必要な簡 易陰圧装置、検査機器 (PCR 検査装置)、簡易 ベッドの購入費 (ただし、新規購入及び 増設する場合に限る。)	10 分の 10 以内
(2) 検査機器 (PCR 検査装置)	(2) 1 台当たり 9,350 千円		
(3) 簡易ベッド	(3) 1 台当たり 51,400 円		
発熱外来に係る協定締結 医療機関			
(1) 検査機器 (PCR 検査装置)	(1) 1 台当たり 9,350 千円	発熱外来に係る協定締結 医療機関として必要な検 査機器 (PCR 検査装 置)、簡易ベッド、HEPA フィルター付き空気清浄 機 (陰圧対応可能なもの に限る) の購入費 (ただし、新規購入及び 増設する場合に限る。)	
(2) 簡易ベッド	(2) 1 台当たり 51,400 円		
(3) HEPA フィルタ ー付き空気清浄機 (陰 圧対応可能なものに限 る)	(3) 1 施設当たり 905 千円		

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

補助事業者

年度山梨県協定締結医療機関設備整備事業費補助金交付申請書

このことについて、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 補助金申請額 金 円
- 2 事業の種類 協定締結医療機関設備整備事業
- 3 経費所要額調（別紙1）
- 4 事業計画書（別紙2）
- 5 添付書類
 - （1）収入支出予算書の抄本
 - （2）その他の参考となる書類

本件責任者（職氏名）	
本件担当者（職氏名）	
連絡先	

経費所要額調

(補助事業者名)

区分	(A) 総事業費	(B) 寄付金その他 収入額	(C) 差引額 (A) - (B)	(D) 対象経費の 支出予定額	(E) 基準額	(F) 選定額	(G) 県補助 基本額	(H) 県補助 所要額
	円	円	円	円	円	円	円	円
			0			0		
			0			0		
			0			0		
			0			0		
			0			0		
合計	0	0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1 本調査表は、施設ごとに作成すること。
 2 「区分」欄には、交付の対象となる事業の種目を記載すること。
 3 「選定額」欄は、(D)と(E)とを比較して少ない方の額を記入すること。
 4 「県補助基本額」欄は、(C)と(F)とを比較して少ない方の額。
 5 「県補助所要額」欄は、(G)に補助率を乗じて得た額。ただし1,000円未満の端数はこれを切り捨てる。

- 1. 施設の名称
- 2. 施設の所在地
- 3. 事業の種類
- 4. 設備整備の内容

協定締結医療機関設備整備事業

品名	銘柄	規格	員数	単価	金額	設置場所	備考
1. 補助対象事業分				円	円 0 0 0 0 0 0		
小計	—	—	—	—	0	—	—
2. 補助対象外事業分				円	円 0 0 0 0		
小計	—	—	—	—	0	—	—
合計	—	—	—	—	0	—	—

番 号
年 月 日

(申請者) 殿

山梨県知事

年度山梨県協定締結医療機関設備整備事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった山梨県協定締結医療機関設備整備事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第7条の規定により通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった山梨県協定締結医療機関設備整備事業費補助金とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は、山梨県協定締結医療機関設備整備事業費補助金交付要綱第7各号に記載のとおりとする。
- 6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置
 - (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
 - ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
 - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
 - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

(2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3) 交付決定の取消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

7 補助金の事業実績報告は、山梨県協定締結医療機関設備整備事業費補助金交付要綱第 8 に定めるとおり行わなければならない。

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

補助事業者

年度山梨県協定締結医療機関設備整備事業費補助金変更申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けたこのことについて、次のとおり変更して実施したく申請します。

1 変更事項

2 変更理由

3 添付書類

- (1) 変更前と変更後の内容を比較し記載した資料
- (2) その他参考資料

本件責任者（職氏名）	
本件担当者（職氏名）	
連絡先	

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

補助事業者

年度山梨県協定締結医療機関設備整備事業費補助金中止（廃止）申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けたこのことについては、
次の理由により中止（廃止）したく申請します。

1 中止（廃止）の理由

2 添付書類

- (1) 申請時までの進行状況（事業実績報告書の様式を準用）
- (2) その他参考資料

本件責任者（職氏名）	
本件担当者（職氏名）	
連絡先	

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

補助事業者

財産処分承認申請書

山梨県協定締結医療機関設備整備事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を次のとおり処分したいので、山梨県協定締結医療機関設備整備事業費補助金交付要綱第7（5）に基づき申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他参考となる書類

本件責任者（職氏名）	
本件担当者（職氏名）	
連絡先	

年度 山梨県協定締結医療機関設備整備事業費補助金調書

(地方公共団体名)

県		地方公共団体										備考
歳出予算科目	交付決定の額	歳入			歳出							
		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額		支出済額		翌年度繰越額		
						うち補助金相当額	うち補助金相当額	うち補助金相当額	うち補助金相当額			
(項)	円		円	円		円	円	円	円	円	円	
(目)												

(作成要領)

- 1 「県」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の交付決定の額を記入すること。
- 2 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出については、前記1の額に対応する経費の配分が、目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにすること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 5 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金についての調書の作成は、本表に準じること。この場合において地方公共団体の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に県補助額を内書()をもって附記すること。

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

補助事業者

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定があった山梨県協定締結医療機関設備整備事業費補助金に係る仕入控除税額については、次のとおり報告します。

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告額による精算額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（要補助金返還相当額）

金 円

- 3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）

本件責任者（職氏名）	
本件担当者（職氏名）	
連絡先	

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

補助事業者

年度山梨県協定締結医療機関設備整備事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けたこのことについて、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 事業の種類 協定締結医療機関設備整備事業
- 2 経費所要額精算書 (別紙1)
- 3 事業実績報告書 (別紙2)
- 4 添付書類
 - (1) 当該事業に係る収入支出決算書(見込)の抄本
 - (2) 契約書の写し
 - (3) 納品書の写し
 - (4) その他参考となる書類

5 振込先

金融機関名	
本・支店名	
預金種別	普通・当座
口座番号	
(ふりがな)	
口座名義	

本件責任者(職氏名)	
本件担当者(職氏名)	
連絡先	

経 費 所 要 額 精 算 書

(補助事業者名)

区分	(A) 総事業費	(B) 寄付金その 他の収入額	(C) 差引額 (A) - (B)	(D) 対象経費の 実支出額	(E) 基準額	(F) 選定額	(G) 県補助 基本額	(H) 県補助 所要額	(I) 県補助交付 決定額	(J) 県補助 受入済額	(K) 差引過 不足額 (J) - (H)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
			0			0					0
			0			0					0
			0			0					0
			0			0					0
			0			0					0
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1 本調査表は、施設ごとに作成すること。
 2 「区分」欄には、交付の対象となる事業の種目を記載すること。
 3 「選定額」欄は、(D)と(E)とを比較して少ない方の額を記入すること。
 4 「県補助基本額」欄は、(C)と(F)とを比較して少ない方の額。
 5 「県補助所要額」欄は、(G)に補助率を乗じて得た額。ただし1,000円未満の端数はこれを切り捨てる。

- 1. 施設の名称
- 2. 施設の所在地
- 3. 事業の種類
- 4. 設備整備の内容

協定締結医療機関設備整備事業

品名	銘柄	規格	員数	単価	金額	設置場所	備考
1. 補助対象事業分				円	円 0 0 0 0 0 0		
小計	—	—	—	—	0	—	—
2. 補助対象外事業分				円	円 0 0 0 0		
小計	—	—	—	—	0	—	—
合計	—	—	—	—	0	—	—

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

補助事業者

年度山梨県協定締結医療機関設備整備事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けたこのことについて、山梨県協定締結医療機関設備整備事業費補助金交付要綱第9第2項の規定により、次のとおり概算払の請求をします。

1 概算払請求額 金 円

2 内訳 (単位:円)

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差引額 ①-②=③	今回概算請求額 ④	備考

3 概算払請求の理由

4 振込先

金融機関名	
本・支店名	
預金種別	普通・当座
口座番号	
(ふりがな)	
口座名義	

本件責任者 (職氏名)	
本件担当者 (職氏名)	
連絡先	

番 号
年 月 日

(申請者) 殿

山梨県知事

年度山梨県協定締結医療機関設備整備事業費補助金額の確定通知書

年度山梨県協定締結医療機関設備整備事業費の交付額について、山梨県補助金等交付規則第 13 条の規定により、次のとおり確定したので通知します。

確定額	円
概算払済み額	円
精算払額	円
返納額	円